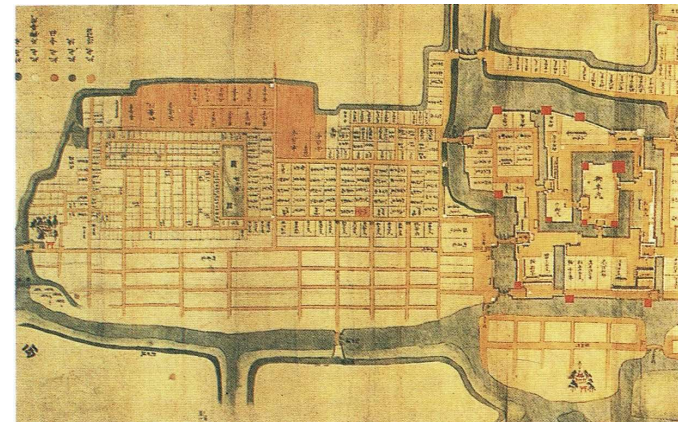


誇りと愛着と活力のある 美しいまちをめざして

2021.3
尼崎市

寺町都市美形成地域景観ガイドライン



お問い合わせは
尼崎市都市整備局都市計画部開発指導課
(都市美・屋外広告物担当)
TEL06-6489-6606
〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1

はじめに

寺町は、尼崎がかつて城下町であった面影を今に伝えています。約3.9haの地域に11ヶ寺が軒を連ね、本市を代表する歴史的、伝統的なまちなみ景観を呈しており、文化財の宝庫となっています。

昭和60年に策定しました尼崎市都市美形成基本計画においても、当地域は城内、築地地域と共に、歴史的地域として位置づけられ、良好な景観の保全、育成をめざして総合的なまちづくりを展開すべきとしており、平成元年7月、この寺町と隣接する地域を合わせて約7.7haを、尼崎市都市美形成条例に基づき、寺町都市美形成地域に指定しました。現在、寺町地域散策道の整備等地域の魅力を高める事業を進めているところです。

この小冊子は、寺町都市美形成地域指定等の制度のあらましを紹介すると共に、建築物等の新築、増改築等にあたって、それ自体をすぐれたものにするるとともに、地域の都市美形成に寄与するものとなるよう、計画・設計をさせていただくうえでの配慮事項をガイドラインとしてとりまとめたものです。

寺町らしいまちなみ景観をまもり、そだて、つくりだしていくため、あらゆる建築物等の計画・設計に、このガイドラインを広く活用していただければ幸いです。

目次

1	寺町とは	2
2	地域のまちなみ	3
3	都市美誘導基準の内容	5
4	景観ガイドライン	7
い	屋根・庇	9
ろ	外壁	11
は	色彩	13
に	扉・窓	15
ほ	門・塀	17
へ	床舗装	19
と	植栽	21
ち	その他	23
5	届出・助成（現在休止中）	25



1 寺町とは

寺町は、徳川家譜代の大名で築城の名人といわれた戸田氏鉄が大坂夏の陣から2年後、元和3年(1617)の尼崎城築城にあたって、城の建設予定地にあった寺院や中世依頼近隣の町にあった寺院、さらに戸田氏入部に従って大津から移ってきた寺院を集めて建設された町です。

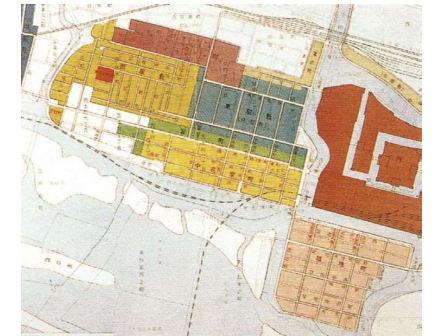
寺町は東、西、南で侍屋敷に接し、北側は玄番堀という掘割が流れ、その北側には田地在り広がっており、町民の居住地域とは隔てられていました。

このような寺町は近世以降の城下町によく見られますが、寺院を1ヶ所に集中させる主な目的は二つ考えられます。ひとつは、寺院は出城としての機能をもっているために集中させることによって城下町の防備をはかることであり、もうひとつは寺院を管理しやすくすることです。このように城の西北部に内陸部へ向けて防衛線を築くとともに寺院と住民の結びつきを断つ目的で、寺町が形成されたと思われる。

尼崎の寺町は、戸田氏が大垣へ移封した寛永12年(1635)の現存最古の尼崎城下絵図によると、19ヶ寺の寺院の名が確認できます。現在でも、全昌寺、本興寺、広徳寺、甘露寺、法園寺、大覚寺、長遠寺、如来院、専念寺、善通寺、常楽寺の11ヶ寺が約3.9haの地域に軒を連ねています。

寺町の区画は、ほぼ当初と変わりありませんが、北側を流れていた玄番堀は昭和初期に埋め立てられて道路になるなど、周囲の環境は全く変わってしまいました。第二次大戦では、常楽寺、広徳寺と本興寺の塔頭1ヶ寺が空襲で焼失しましたが、寺町ができて約370年、大都市の中心地でありながらしっかりと落ち着いたまちなみとしてよく残っている点は、全国的にもめずらしいことです。

尼崎の寺町は全国の寺町の中でも早い時期につくられ、国指定の重要文化財や県・市の指定文化財をはじめ文化的、歴史的資料も集中し、日本の歴史上の大きな変革である近代武家政権の確立と、都市として発展してきた尼崎の歴史を現代に伝える町でもあります。



▲ 城下町の図(尼崎市史第二巻から)、ネズミ色は現在の地形



幕末ごろの城下ふかん絵図(市立図書館蔵)、寺町は写真中央

2 地域のまちなみ

寺院

寺院は11ヶ寺が集積しており、本瓦葺や銅板葺の建物や築地塀等により、特色ある景観を形成しています。

特に、寺院の塀は連続して設けられ、当地域の景観を特徴づけています。築地塀も一部残っていますが、レンガ塀等異なったものも見られます。また、コンクリートで新しく建て替えられたものもありますが、築地塀風に修景されています。

しかし、塀が高いために、道路側から寺院の建物等が見えにくく、開放感の少ないものとなっています。また、門扉にシャッター等が用いられたり、傷みがはげしくなっている部分などもあります。

また、寺院の建物は伝統的な形態がよく残り、落ち着いたたたずまいとなっています。

民家

民家は新しいものが多く、古いものがわずかに残っている状態です。

特に、意匠については、屋根の形や色、壁面の色などがさまざまであるため、まちなみとしての調和を図っていく必要があります。

なお、寺町周辺には、石材店、花屋、仏具店、古道具店などが点在し、寺町の雰囲気を感じていますが、全体としては商店も少なく活気に乏しいため、このような寺町らしい特色のある店が増加し、にぎわいのあるまちなみが形成されることが望めます。

特色ある建物としては、明治時代に建てられた煉瓦造の尼信記念館があります。

植栽

民家は宅地規模が小さく、密集して建っているため、緑は少なく、寺院境内や公共施設内に見られる程度です。

全体としてうるおいの少ない地域であるため、積極的な緑化が望めます。

道路

地域内の道路は、ほぼ昔の幅員のままであり、静かで落ち着いた環境が確保されています。しかし、寺院の高い塀や民家が道路際いっぱい建っているところが多く見受けられ、ゆとりや開放性があまり感じられない状況です。その中で、サンシビックの前庭、寺院境内などは植栽もされ、部分的に通りに広がりとうるおいを与えています。



3 都市美誘導基準の内容

基本的な考え方

地域指定の基本方針として、次の4つをあげています。

- ① 寺院群や伝統的まちなみを保全していく。
- ② 地域内の建築物などを伝統的まちなみ形成に誘導していく。
- ③ 人を引きつけ、訪れやすく、滞留できるように、誘導していく。
- ④ 日常生活との調和を図り、快適な生活環境をつくっていく。

地域内には、大きく分けて寺院と住宅・商店などの建築物等が立地しています。寺院と住宅・商店などの建築物等とは、たたずまいが異なるため、都市美誘導基準の内容を「寺院等」と「住宅等」に分類します。

また、「住宅等」もその立地によって様子が異なるため、都市美誘導基準も道路沿道の性格に合わせ、道路A・B・Cの三種類に分類します。

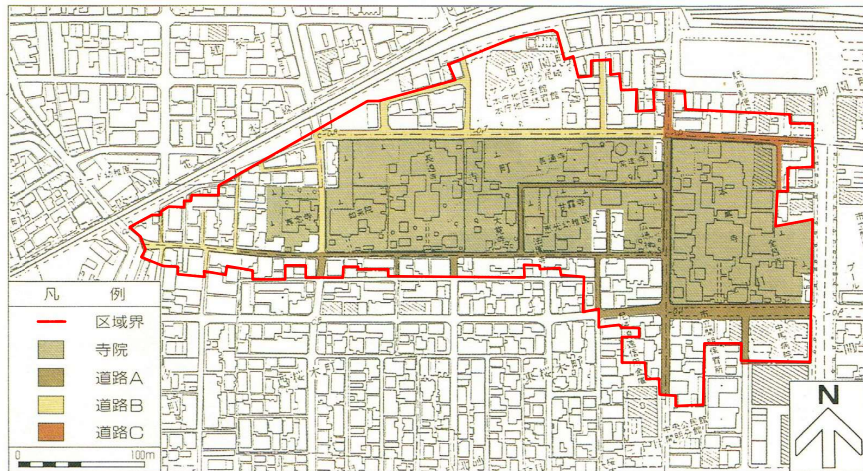
- ① 寺院等 寺院は貴重な歴史遺産であり、住民の誇りや愛着、親しみの象徴として保全、修景を図り、伝統的な寺院景観を誘導します。
- ② 住宅等 (道路Aの沿道) 概ね、寺院等の正面に面する道路沿道で、寺町らしい伝統を感じさせるよう、寺院正面にふさわしいまちなみ景観の形成を誘導します。
- ③ 住宅等 (道路Bの沿道) 概ね、寺院等を取り巻く周辺の道路沿道で、緑等のうるおいや、落ち着いた建物等により寺院と調和したまちなみ景観を誘導します。
- ④ 住宅等 (道路Cの沿道) 概ね、商業系地域の道路沿道であるが、駅から当地域への入口となるため、伝統的な雰囲気と調和するにぎわいのある魅力的な通りとなるよう誘導します。

寺町都市美形成地域

平成元年7月14日指定

○区域：寺町と開明町、御園町、西御園町、東桜木町、西桜木町、汐町の一部

○面積：約7.7ha



都市美誘導基準

寺院等

平成元年7月14日策定

基本方針	伝統的な寺院群の雰囲気をつくり、守り、育てるように努力、工夫する。
建築物	全体 *道路から見える屋根、外壁、軒裏、窓、設備等の形態、材料、色彩等は日本の伝統的寺院景観にふさわしいものとする。
	屋根 ・形態は、伝統的な和風のこぎ配屋根(切り妻、入り母屋、寄せ棟等)とする。 ・材料は、和瓦(いぶし銀色の棧瓦、本瓦)等又はこけらぶきやひわだぶきを思わせる一文字ぶき(銅板、化粧銅板等)とする。
	外壁・軒裏 ・しっくい、土、板ばり等の和風壁とする。
扉・窓	・板戸、棧唐戸、連子窓、格子窓等の伝統的様式に基づいた寺院らしいものとする。
規模	・道路に面する塙の高さはできる限り低くし、圧迫感を和らげる。
塙	全体 *道路から見える部分の形態、材料、色彩等は、寺院景観にふさわしい築地屏風(瓦葺根付き塗り壁)のものとする。
	開口部 ・塙と調和した格子戸、板戸とし、シャッターは用いない。やむを得ない場合でも、伝統的材料(木目調等)を思わせる材料、色彩とし、シャッターケースは外部から見えないようにする。
	後退部分 ・門の前面、犬走り等の床面は、石畳、和風陶板、玉砂利の洗い出し等の舗装とする。アスファルト、コンクリート、洋風タイル仕上げ等は避ける。
門	・寺院としての伝統的な形式の門とする。
木竹の隠れ	・道路に面する部分は、できる限り伝統的な寺院景観にふさわしい植栽を行い、潤いのある雰囲気を醸し出す。 ・大きな木は伐採しない。やむを得ず伐採するときは、これに代わる植栽をする。
案内板、石柱等	・敷地内に設け、大きさ、デザイン、色調、材質を寺院らしく工夫する。
工作物・建築設備等	・その他の工作物(アンテナ、物干し等)や建築設備(空調屋外機、消防設備、防火水槽、受水槽等)等は、道路から見えにくくする。見える場合は、その形態、形態、材料、色彩等を寺院らしく工夫する。

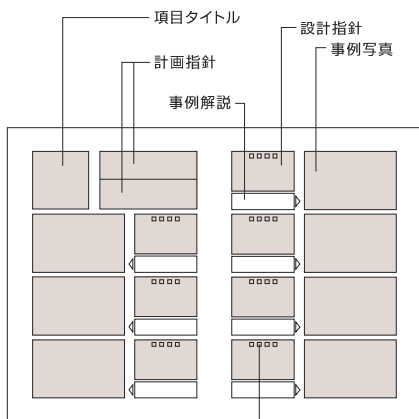
住宅等

場所	道路Aの沿道	道路Bの沿道	道路Cの沿道
基本方針	寺町らしい町並みの雰囲気をつくり、守り、育てるように努力、工夫する。		
規模	・2階建てまでに努める。	・3階建てまでに努める。	・特になし。
位置	・できるだけ軒を深くし、軒先と壁の線を近隣とそろえるように努める。		
建築物	全体 *道路から見える屋根、外壁、軒裏、出入口、窓、設備等の形態、材料、色彩等は、寺町らしい伝統を感じさせるようにする。		
	形態 ・伝統的な和風のこぎ配屋根(切り妻、入り母屋、寄せ棟等)とする。	・和風のこぎ配屋根とする。困難な場合は、付けひざし形式等寺町と調和するものとする。	
	材料等 ・和瓦で、色は、灰色又は黒とする。	・和瓦風、銅板風等で、色は、灰色又は黒とする。	・和瓦風、銅板風等寺町と調和するものとする。
	外壁 ・しっくい壁風、土壁風、縦羽目板張り風、下見板張り風等の和風の雰囲気のものとする。	・しっくい壁風、土壁風、縦羽目板張り風、下見板張り風等とする。	・しっくい壁風、土壁風、縦羽目板張り風、下見板張り風その他寺町と調和するものとする。
	軒裏 ・しっくい塗り風等の和風の雰囲気のものとする。	・しっくい塗り風等とする。	・しっくい塗り風その他寺町と調和するものとする。
窓	・格子付き等の和風のものとす。		
出入口	・格子戸、板戸等の和風のものとす。		
道路に面した部分	・軒又はひざしを設け、その形態・材料は、棧瓦風、銅板風等とし、そのこぎ配や先端の高さをそろえる。	・軒又はひざしを設けるよう努め、その形態、材料は、屋根と同様とし、そのこぎ配や先端の高さをそろえる。	
道路に面した軒下部分	・玉石、砂利洗い出し、和風陶板、石畳等寺町らしい和風の舗装に努める。		
店舗の店先	・ちようちん、のれん、床ぎ等で伝統的雰囲気を醸し出すよう工夫する。	・材質、デザイン、色調を工夫し、和風の雰囲気のあるものとする。	
木竹の隠れ又は塙等(道路に面した部分)	・軒下部分には、胸寄せ、大板出格子等寺町らしいもの以外は設けず、開放的に工夫する。 ・その他の部分では、塙の位置は建物外壁とそろえ、道路に面する部分に、伝統的景観にふさわしい植栽をするよう努める。	・伝統的景観にふさわしい植栽による生け垣等、和風の雰囲気になるよう工夫する。	・伝統的景観にふさわしい植栽等で、寺町と調和するよう工夫する。
塙	・塙は、和風塙の雰囲気を持ったものに工夫をする。		・塙は、寺町と調和するよう工夫する。
看板、案内板等	・大きさ、デザイン、色調、材質を工夫する。 ・軒下に設け、和風の雰囲気になるよう工夫する。		・敷地内に設け、寺町と調和するよう工夫する。
工作物・建築設備等	・その他の工作物(アンテナ、物干し等)や建築設備(空調屋外機、消防設備、防火水槽、受水槽等)等は、道路から見えにくくする。見える場合は、その形態、形態、材料、色彩等を寺町らしく工夫する。		

4 景観ガイドライン

まちなみ景観はさまざまな要素で構成されています。本ガイドラインでは、これらの要素を右に示す8つの項目に分類し、各項目ごとに都市美形成に特に配慮すべき事項を指針のかたちでまとめています。

建築物等の計画・設計にあたっては、地域のまちなみ景観の特性や都市美形成の基本的考え方を基にしながら、各項目について参照し、都市美形成地域にふさわしいものとなるよう活用して下さい。



色分け
下に示すような区域ごとに着色することで、各設計指針に対応する区域を明示します。

- 寺院等
- 住宅等(道路Aの沿道)
- 住宅等(道路Bの沿道)
- 住宅等(道路Cの沿道)

P11

ろ

外壁

素朴で親しみのある表情をつくる

量感を和らげるような質の高い意匠により、まちなみに調和させると共に、しっくりや土、木などを基調に素朴な味わいのある暖かな表情をもたせましょう。

P9

い

屋根・庇

美しく落ち着いた屋並みをつくる

寺町らしい美しいまちなみを形成するため、建物には勾配屋根や庇を付け、落ち着いた色調としましょう。

P13

は

色彩

寺町にふさわしい色彩を選ぶ

伝統的な色調を大切に、落ち着きと風格を演出しましょう。

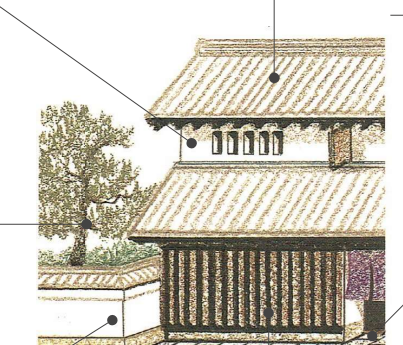
P21

と

植栽

伝統的なまちなみにふさわしい味わいのある景観をつくる

通りをうるおいのあるものにするため、敷際は個性的な植栽により演出しましょう。



P19

へ

床舗装

伝統的なまちなみにふさわしい味わいのある景観をつくる

通りを味わいのあるものにするため、敷際は個性的な床舗装により演出しましょう。

P17

ほ

門・塀

まとまりのある通りの景観をつくる

建物と調和した意匠の門や塀の連なりにより、通りの景観をまとまりのある個性的なものとしましょう。

P15

に

扉・窓

深みのある柔らかい表情を演出する

建物の外観を伝統的なまちなみにふさわしいものとするため、彫りが深く、透過性のある柔らかい表情を演出しましょう。

P23

ち

その他

伝統的なまちなみにふさわしい親しみのある景観をつくる

通りを親しみのあるものにするため、建物の付属物の工夫や、まちなみにふさわしい看板を掲げることにより、個性的な演出をしましょう。

い 屋根・庇

美しく落ち着いた屋並みをつくる

寺町らしい美しいまちなみを形成するため、建物には勾配屋根や庇を付け、落ち着いた色調としましょう。



屋根の勾配をそろえることで、整ったまちなみを形成することができます。

反りのついた本瓦屋根の重なりが、建物全体の意匠にまとまりを与えている。



1階の軒の高さや屋根勾配、2階の壁面の位置などを隣の建物と合わせるによりまとまりのある屋並みとなっている。



屋根や庇により建物の量感を抑えることができます。

上の階を後退させ、勾配屋根を掛けることによって、建物の印象を柔かくしている。



勾配屋根を掛けることで、まとまりのある外観にすることができます。

各部の高さが異なる建物に同一の瓦で一定勾配に葺くことにより、変化の中にもまとまりのあるものとなっている。



パラペットや壁面を傾斜させ屋根材を取り付けることで、勾配屋根のようにすることができます。

道路斜線規制により切り取られた壁面に瓦を張り、勾配屋根の持つ雰囲気を出している。



下屋や庇をつけることで、まちなみに親しみのある彫りの深い印象を与えることができます。

階高のある建物に通りに面して下屋を設けることで、伝統的な形態を整え、深みのある表情をつくりだしている。



コンクリートの打ち出し面に取り付けられた銅製の小庇が、鋭い形のなかにも和風の雰囲気を漂わせている。



ろ

外壁

素朴で親しみのある表情をつくる

量感を和らげるような質の高い意匠により、まちなみに調和させると共に、しっくいや土、木などを基調に素朴な味わいのある暖かな表情をもたせましょう



化粧材として木材を使用することで、暖かみのある柔らかい表情を生み出すことができます。

柱、梁の構造材をみせたしっくい塗りの真壁が、壁面を伝統的で親しみのあるものにしてている。



付け柱や軒桁、受柱、垂木、面格子など木を多用し、暖かみのある外観となっている。



使用する色は無色彩を基調にし、自然素材の持つ色のみ限定することで、落ち着いたまちなみを形成することができます。

しっくい塗りとコンクリート打ち出し面のはつり仕上げ部分との色彩、材質感などの対比により、伝統的な蔵の形が活かされている。



しっくい塗りと洗い出し仕上げで蔵を改修し、その色彩や材質により、伝統的なたたずまいとなっている。



雁行や分節化などにより壁面の大きさを親しみの持てるものにすることができます。

建物の妻面を二棟のような意匠にすることで、建物の量感を抑え、個性的な外観となっている。



壁面に目地や帯を入れることにより、建物の量感をやわらげ、まちなみに調和させることができます。

壁面を縦目地付のものとするので、軽量コンクリート版の単調さを和らげている。



新建材も限定して使用することにより、素朴な風合いに近づけることができます。

カラー鉄板製の外壁材も色彩と意匠の工夫により、縦板張りの味わいを出している。



は 色彩

寺町にふさわしい色彩を選ぶ

伝統的な色調を大切に、落ち着きと風格を演出しましょう。



和瓦、しっくい、焼き杉板など伝統的な素材の色調を生かすことで、落ち着いた風格のある雰囲気を出すことができます。

鉄筋コンクリート造の建物であるが、柱、梁や壁などを伝統的な色調の化粧材で装うことで、風格のある外観としている。



伝統的な素材のきめを生かすと共に、光沢をできるだけ抑えることで、落ち着いた風格のある雰囲気を出すことができます。

妻壁のしっくい塗りの下部を縦板張りとし、安定感のある印象を与えている。



黒しっくいの外壁が重厚な雰囲気を出している。



無彩色を基調に、できるだけ彩度を抑えることで、落ち着いた風格のある整ったまちなみを形成することができます。

上部のしっくい塗り仕上げに対して下部を打ち放しの灰色のままにし、土蔵造り風の雰囲気を出している。



明るい土塗り壁調の色彩で統一されたまちなみが整った印象を与えている。



伝統的な素材のきめを生かすと共に、光沢をできるだけ抑えることで、落ち着いた風格のある雰囲気を出すことができます。

屋上の付け底は黒色のアスファルトシングル葺であるが、黒瓦のように建物の上部を引き締め、落ち着いたものになっている。



店舗などでは、のれん・看板などに草木染等の伝統的な色彩を限定して用いることで、華やいだ雰囲気を出すことができます。

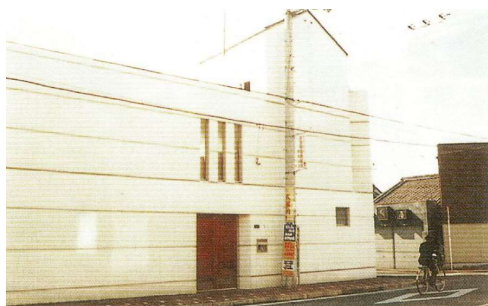
店先にかけられた茜色ののれんが、伝統的な建物の雰囲気を高めている。



に 扉・窓

深みのある柔らかい表情を演出する

建物の外観を伝統的なまちなみにふさわしいものとするため、彫りが深く、透過性のある柔らかい表情を演出しましょう。



縦長の窓を連続して配することで、連子窓や蔵のような印象を与えることができます。

白壁を強調した意匠の壁面に3つ続けて開けられた縦長の窓が連子窓を想起させ、和風の雰囲気を生み出している。



白壁の中に連続して規則的に開けられた縦長の窓が和風の繊細な雰囲気を醸し出している。



建物の通りに面する部分を格子造りとするなどにより、通りから視線が透けるような奥行きのある柔らかい表情を演出することができます。

1、2階の窓や玄関脇に取り付けられた白い縦格子が壁面にまとまりを与えている。

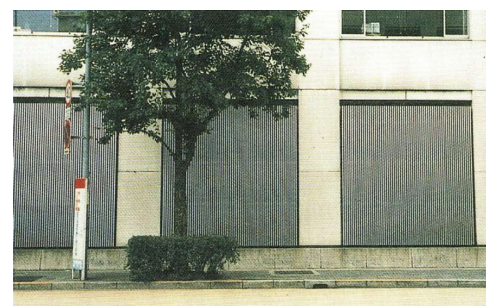


玄関扉と格子引戸、掃き出し窓の外に出格子を設け、素木格子の連なるやさしい表情の壁面になっている。



金属等の新建材でも、和風格子のような形で用いることによって、伝統的なまちなみになじませることができます。

極細のステンレス角パイプを使った面格子が繊細な印象を与えている。



通りに面する開口部にステンレスの格子を入れ、開放的で軽快な和風の雰囲気を演出している。



既存のアルミ窓も縦格子と組み合わせることにより壁面に和風の表情を与えている。



ほ 門・塀

まとまりのある通りの景観をつくる

建物と調和した意匠の門や塀の連なりにより、通りの景観をまとまりのある個性的なものとしましょう。



建物と仕上げ材料を合わせ、敷地に塀を巡らすことで、整った景観とすることができます。

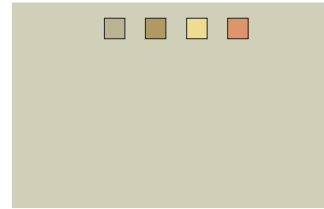
本瓦葺の伝統的な意匠の塀が、敷地内の建物群とよく調和し、一体感のあるものとなっている。



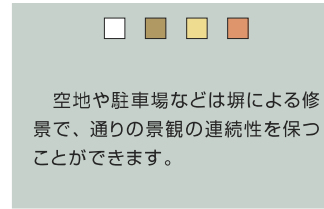
化粧ブロック造の塀でも、仕上げや色を建物と合わせて瓦をのせることで、縦目地とあいまって和風の感じを出している。



ガレージ入口部分を塀と同様の仕上げをする事により、建物との調和をはかる。

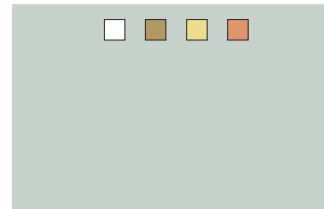


石の土台、しっくいと板張りの壁面、いぶし瓦の屋根が建物と統一され、伝統的な雰囲気を与えている。

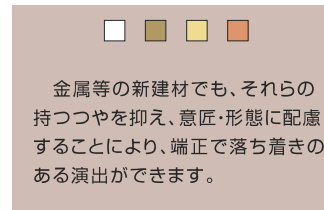


空地や駐車場などは塀による修景で、通りの景観の連続性を保つことができます。

シャッターボックスを門形の壁で隠し、瓦屋根をのせることで、通りの連続性を損なわないように配慮している。

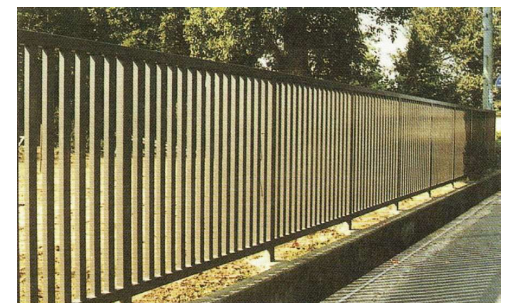


駐車場の出入口以外を竹垣塀で囲い通りの連続性を損なわないように配慮している。



金属等の新材でも、それらの持つつやを抑え、意匠・形態に配慮することにより、端正で落ち着いた演出ができます。

鋼製縦格子の塀でも、角パイプを太く密度高く並べることで、木製のような柔らかい雰囲気を出している。





床舗装

伝統的なまちなみにふさわしい
味わいのある景観をつくる

通りを味わいのあるものにするため、敷道を
個性的な床舗装により演出しましょう。



石や敷瓦等の自然素材、伝統的
な素材により、落ち着いた雰囲気
を演出できます。

いぶし陶板と御影石の縁石、砂利敷き
の雨落ち等が落ち着いた印象を与えて
いる。



荒々しい板石敷の誘導路と周囲の豆砂
利洗い出し部分の対比により、和風の趣
を出している。



コンクリートはけ引き上げの通路も、丸
瓦や軒瓦を埋め込むことで、個性的な意
匠となっている。



地形の変化に合わせて豆砂利洗い出
し舗装でなじませ、柔らかな印象を与え
ている。



玄関先が玉石で敷き詰められ、手作り
風の味わい深いものとなっている。



舗装材を建物の足元周りにも使
用することで、整った雰囲気を演
出できます。

黒御影石風の擬石タイルを腰壁まで
張り上げることで、建物との一体感を
出している。



玄関前を鉄平石で舗装し外部巾木も
同材で張り上げ、端正でまとまりのある
印象を与えている。



と

植栽

伝統的なまちなみにふさわしい
うるおいのある景観をつくる

通りをうるおいのあるものにするため、敷
際を個性的な植栽により演出しましょう。



和風の高木を植栽することで、
まちなみにうるおいと風格を与
えることができます。

塀際に高木を植えることにより、建物の
風格をあたえ、伝統的なたたずまいを
演出している。



個性的な樹種の高木を植栽する
ことで、建物を象徴的に演出す
ることができます。

店舗の前面に植え込みをとり、その中
に植えられた桃の木が店先にのどかな雰
囲気を醸し出している。



入口脇に植えられた黒松が、石などで
舗装された固い感じの建物前庭にうるお
いを与えている。

入口脇に植えられた黒松が、石などで
舗装された固い感じの建物前庭にうるお
いを与えている。



敷際部分に積極的に植栽するこ
とで、通りにうるおいを与えるこ
ができます。

塀を後退させた敷地境界沿いに植栽
帯をとり、塀の足元を低木でおさえるこ
で、柔らかい印象を演出している。



道路との間のわずかの空間を活用して、
那智黒砂利や竹製の水栓等でしつらえた坪
庭風の演出が通りにうるおいを与えている。



野面石や灯籠、ししおどしを組み合わ
せた植栽帯が面格子とよく調和し、和風
の庭の雰囲気醸し出している。



建物にそって植栽帯をとり、檜の木を
列植することで、前面部分にうるおいを
与えと共に、視線をやさしく遮っている。



ち その他

伝統的なまちなみにふさわしい
親しみのある景観をつくる

通りを親しみのあるものにするため、建物の
付属物の工夫や、まちなみにふさわしい看板を
掲げることで、個性的な演出をしましょう。



建築設備等は伝統的な景観とは
なじみにくく、塀や格子などにより
隠したり、見えにくくする必要があります。

妻壁を立ち上げることで、設備や洗濯
干し場を見えにくい位置に、うまく配置
している。



空調設備の屋外機を外壁内に収め意
匠をそえることにより、違和感を和らげ
ている。



建物に付属する看板や日除け等
も伝統的な意匠を心掛け、建物本
体との調和に配慮する必要があります。

小さくて軒下にすっきりと取り付けら
れた日除けテントは、建物と違和感の少ない
ものとなっている。



和風庇の上に取り付けられた看板で、
さりげない意匠は建物の外観とよく調和
している。



電気等の引き込み柱を兼ねた看板で、
色調の統一や軒に合わせて柱を曲げる
など建物との調和に配慮している。



車庫や駐輪場、倉庫等建物の付
属施設も伝統的な意匠を心掛け、
建物本体との調和に配慮する必要
があります。

建植看板の位置、形も建物や周りの風
景に合わせて違和感のないような配慮
をしている。



店舗などでは通りに面して、にぎ
わいのある店先を演出しましょう。

入口ののれんやあんどん風の照明、出
窓の飾り付けが、落ち着いた伝統的
な雰囲気演出している。



5 届出・助成（現在休止）

届出

地域内で、建築物・工作物などの新築、増・改築、修繕などを行う時は、事前に市に届出が必要です。また届出に先立って、尼崎市都市美アドバイザーチームとのデザイン協議が必要です。

- 届出の必要な地域 ● 寺町都市美形成地域：5頁参照
- 届出の必要な行為 ● 建築物等（建物、塀、工作物など。以下同じ）の新・増・改築、移転
- 外観の一面の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

届出、デザイン協議の手順や必要書類については、尼崎市HPよりご確認ください。

助成（現在休止）

地域内における建築行為等で **都市美誘導基準** を守ったものについて、都市美形成に係る経費の一部を助成するものです。

● 助成の概要

対象物の種類	経費の種類別
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計及び実施設計に係る経費 ・建築物等（門、塀を除く）の新築、増築、改築又は移転に係る工事費のうち外観に係る経費 ・門又は塀の新築、増築、改築又は移転に係る工事費のうち外観にかかる経費 ・擁壁又は石垣の新築、増築、改築又は移転に係る工事費のうち外観に係る経費 ・建築設備、サービススペース等の隠ぺいの講師に係る経費 ・金網又はさくの新築、増築、改築又は移転に係る工事費のうち外観に係る経費 ・建築物等の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更に係る経費
木竹	・植栽に係る経費
その他	・その他都市美の形成に著しく寄与する行為

関係法令 など

景観法（抜粋）

(景観計画)
 第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

- 2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）
 - 二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(届出及び勧告等)

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令（第四号に掲げる行為にあっては、景観行政団体の条例。以下この条において同じ。）で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為がその他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為
 - 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。
 - 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 4 前項の勧告は、第一項又は第二項の規定による届出のあった日から三十日以内にななければならない。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第一項の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長にその旨を通知しなければならない。
 - 6 景観行政団体の長は、前項後段の通知があった場合において、良好な景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合するようとるべき措置について協議を求めることができる。
 - 7 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。
 - 略
 - 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

尼崎市都市美形成条例（抜粋） 平成24年4月1日施行

(都市美形成計画)
 第6条 市長は、都市美の形成を総合的かつ計画的に進めるため、法第8条第1項に規定する景観計画として都市美形成計画を策定しなければならない。

(都市美形成地域)
 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する地域を、特に良好な都市美の形成を図る地域(以下「都市美形成地域」という。)として指定することができる。

- (1) 歴史上特徴のある地域
- (2) 住宅、商業業務施設又は工業施設がそれぞれ一団をなしてまとまっている地域
- (3) 自然景観上特徴のある地域
- (4) その他特に良好な都市美の形成を図る必要があると認められる地域

(届出を要しない行為)
 第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為のいずれにも該当しない行為とする。

(都市美誘導基準)
 第18条 市長は、都市美の形成を誘導するための基準(以下「都市美誘導基準」という。)を定めなければならない。

(都市美誘導基準の遵守)
 第19条 届出対象行為をしようとする者は、当該届出対象行為が都市美誘導基準に適合するよう努めなければならない。

(届出対象行為に係る助言等)
 第20条 市長は、届出対象行為がなされようとする場合において、当該届出対象行為が都市美誘導基準に適合しないと認めるときは、当該届出対象行為をしようとする者に対し、都市美誘導基準に適合する措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

別表

地域又は区域	行為
1～5は省略	1～5は省略
6 都市美形成地域	建築物又は工作物の新築等若しくは増築又は外観を変更することとなる修繕等で、これらの見付面積の過半を変更するもの

景観法第8条第1項に基づく景観計画として尼崎市都市美形成計画を定めており、市内全域を景観計画区域としています